

## 中國内戦と國際法

### 一 中國内戦の國際性

中國には内亂が甚だ多い。清朝の末期にも、或いは長髮の亂、或いは大刀の亂・小刀の亂、或いは回匪・團匪の亂と、擾亂は絶えなかつたが、清朝の覆滅後においても、辛亥革命、第二革命、國民革命、五・卅事件、北伐、そして今日にいたる國共内戦まで、中國の内亂は擧げて數え難いほどである。各地の軍閥政客が、列強の使嗾援護を頼りながら、おのおの武力的政争を事としてきたことも、中國の政界の特徴であつた。これらの中國の内亂は、中國の國內事項であるけれども、列強との關係から、國際的問題を生ずることも少くなかつた。太平天國の亂の際において上海租界の中立性が問題となつたことはその顯著な例である。團匪事件は、尨大な賠償と負擔とを

中國内戦と國際法

### 大 平 善 梧

結果し、帝國主義の中國侵略を導いてしまった。また九カ國條約が、中國の主權、獨立ならびにその領土的及び行政的保全を尊重すること、及び中國が自ら有力かつ安固な政府を確立維持するため最も完全にしかつ最も障碍のない機會をこれに供與することを約定しておるのも、中國の内亂を背景として察知できる條文である。成功した革命は、外國よりの政府承認の問題を生じ、袁世凱の共和政府の承認(大正二年)、段祺瑞臨時政府の承認(大正十三年)、國民政府の承認(昭和四年)などの事象が起つておる。今日の國共の中國内戦は、その歴史的背景が深いばかりでなく、その國際的關係も影響するところ多大であり、この論文は、主としてその國共の中國内戦を取扱つてゆきたいと思ふ。

國共内戦は、一九二七年四月一二日の上海反共クーデ

ターに始まる。まず蔣介石・白崇禧が、上海の武装總工會の解散命令を發して、労働運動を彈壓し、さらに七月には武漢政府の汪兆銘の反共宣言となり、ボロジンを始めソ連からきた顧問は全部解雇され、中共系の労働組合に壓迫が加えられ、八月に入って共產黨取締令及び中共幹部の逮捕令が出されるに及んで、國共は最後の分裂し、國共合作は終焉して、歴史的な國共内戦は開始した。非合法化された中國共產黨は、各地に分散して、ソヴィエト地區の建設に挺身し、血みどろな中國内戦が捲き起った。

中國共產黨は、一九二二年七月一日上海において創立された。五・四運動以後、各地で發展していた共產主義の小グループは、十二人の代表者を選擧し、中國の工業中心地である上海で、第一回代表者會議を開いたのが、その發端と考えてよい。中共は、孫文の國民革命に協力して、北伐の成功の原動力を構成していたが、一九二八年の國共分裂以來、邊區に潛入し、第一回の中國ソヴィエト政權は一九二七年十一月に湖南省東西隅の茶陵において創設され、次いで一九三一年十一月江西省の瑞金に

おいて歴史的な第一回全國ソヴィエト大會が開かれ、「中華ソヴィエト共和國臨時政府」が組織された。かくて中共は初めて自己の中央政府をもち、固有の紅軍を備え、國民黨との間に烈しい中國制霸戰を展開する段階にいたった。しかし、ソヴィエト地區の建設は、國民政府側の繰りかえして行ふ大規模な中共討伐戰のために、所期の効果をあげえず、一九三四年十一月共產黨は遂に瑞金を放棄して、歴史的な西遷を開始し、延々六千哩に及び、十二省を横斷して九ヵ月目に陝西省の北部に入り、延安を首都と定めるにいたった。

國共内戦はもともと世界革命戰爭の一環ではあったが、これが現實に國際關係に大きく浮び出でてきたのは、滿洲事變が勃發して、中共が抗日統一戰線を提唱してからのことだと看做してよからう。中共はすでに一九三二年の初めに、江西で發した宣言で、對日戰爭を布告していた。中共は國共合作勢力を主動的勢力とする抗日民族統一戰線の結成を黨の基本政策として決定し、全國民に宣言した。それが有名な一九三五年八月一日のいわゆる八・一宣言（抗日救國のため全國同胞に告げるの書）で

ある。かくして一九三六年十二月の西安事變は来るべくして来たのであり、日華の全面衝突の口火は切られるにいたった。一九三七年蘆溝橋事件勃發するや、七月八日早くも中共中央委員は、二十九軍の擁護及び即時對日開戦を促すむねの通電を發するとともに、進んで抗日の第一線に出陣し、得意の遊撃戦を展開した。

中國内戦が、世界史的意義をもたらずにいたったのは、日本の第二次大戦における敗戦が、國共關係を最後の大詰に持ちこむにいたったためである。西安事件以後の第二次國共合作は辛うじて戦時中維持されたのに過ぎず、終戦とともに、日本軍に代って誰れが中原の鹿を得るか、國共の死活問題となり、その衝突はクライマックスに達した。しかも、この間に、米ソ兩勢力の交錯があり、中共は一九四八年には滿洲を制壓し、四九年の初めには華北一帯を占據し、さらに夏には南京上海の接收も完了し、十月一日北京を首都として中華人民共和國政府は成立し、翌二日ソ連政府は中共政權を承認した。他方米國は一九四九年末に國府が臺灣に移駐するも、依然としてこの承認を持續し、反って一九五〇年朝鮮戦亂が勃發す

中國内戦と國際法

るや、臺灣の中立化を宣言して、米國第七艦隊の哨戒を命じた。國共内戦は、ここに二つの中國を生誕せしめ、東西兩陣營の對立が、中國内亂に複雑な國際色を帯びしめるにいたった。<sup>(註二)</sup>

(註一) 中國の内亂については、

私の「毛澤東の義足」『日本と世界』昭和二十九年九月號。

私の「中共政權の承認問題」『一橋論叢』昭和二十五年五月號。

Edgar Snow; Red Star over China, 1938.

胡喬木『中國共產黨小史』(中研譯)昭和二十一年。

(註二) China Handbook, 1953—1954, Compiled by The China Handbook Editorial Board, pp. 152—3.

## 二 中國内戦と不干渉義務

内亂には、關係列國の種々の干渉を惹起しやすい。半植民地状態にあり、その分割の危険が多かった中國の内亂にあっては、ことに列強の介入が著しかった。自己の勢力範囲に屬する地方の靜謐を希望し、好ましい政權の擁立をはかって、しばしば列國は中國内亂の干渉に乗りだした。第一次國共合作に對して、コミンテルンがボロ

ジンを派遣して、國民革命に協力したことや、日本が北伐阻止のために山東出兵を敢えたことは、代表的な事例と言わねばならない。その他地方軍閥への武器援助の如きは、敢えて教えあげるに耐えず、租界はさながら内亂の策源地であり、失敗した革命家の「遁れの街」となっていた。國共内戰についても、列國の不干渉義務が大いに論議の對象となるところである。

そもそも國際法上、内亂に際しては、關係列國の嚴正な不干渉義務が求められている。國家の基本的義務として、他國の國內事項について、強力を以て干渉することは禁止されている。干渉とは、國家が他國の内治又は外交に關する事項について、強いて自己の意思を行わしめようとしてなす強制的行動である。國家は、國際法上その國內事項について、その行爲の自由が權利として認められ、その主權行使の自由の尊重を受けるもので、他國よりの干渉を排除する權利が存在する。内亂の場合にあって、他國家が自己の希望する政權の確立をはからんとして、これに強力的な介入を行うことは、もちろん國際法上の不干渉義務に違反するもので、不法行爲を構成す

るものである。

問題の第一は、正統政府が、その叛徒團體を鎮壓する目的を以て、他國家の援助を要請する場合に、この他國の援助は干渉でなくして、協力であり、従つて國際法上合法的な行爲であるとされる點である。わが國では、オッペンハイムの説が支配的で、立作太郎・横田喜三郎その他の諸氏がこれに左袒してゐる。<sup>(註三)</sup>これに對して、ボンフィスは、内亂によつて危險に曝されておる政權が隣國に援助を求めたとしても、干渉はそれ自身合法化されないと述べ、ホールは、王統や政體の維持を目的とした擔保條約に基づいて行われる干渉は不法であると斷言し、<sup>(註四)</sup>ハイド、ウィルソンなどもこの見解に従つてゐる。横田氏は、後説を立法論であると判定されておるが、ウィルソンの言うように寧ろ後者が多數説であつて、成法論として立てられておるものと看做さねばならない。一九三六年スペイン内亂の際に採用された不干渉條約體制はこの主義を採用してゐる。<sup>(註五)</sup>日本における指導的な學説が、國際的な通説ではない一つの例と考えられる。私は、理論的には後説を以て正當であると斷定するものであ

る。たとえ、擔保條約や保證條約が、國際法上有効な條約であつたにしても、内亂が擴大して、正統政府がその國家を代表する實力を喪失するような状態に立ちいたつたときには、關係列國は嚴正な不干渉の義務を守らねばならない。地位に立たせられるもので、この最後の段階において隣國に援助を求めたとしても、隣國の干渉はこれによって合法化されるとは言いがたい。擔保條約や保證條約は、内亂の擴大に伴つて、その效力を停止するものと看做されねばならない。朝鮮戦争において正統政府たる南鮮政權を軍事援助すること、インド・シナ戦争においてヴェトナム政權を援助することは合法であり、同様に國共内戰において國民政府を援助することは合法であると稱することも公平な立論ではない。東西兩陣營の帝國主義的な世界政策のために、民族自決主義が輕視され、世界政治のために民族分割をすらしようとする現段階に於いて、内亂における不干渉義務の徹底を主張することは意味の多いことだと言わねばならない。

一九四五年八月十四日中ソ友好同盟條約の附屬交換公文において、ソ連は中國に精神的的支持ならびに軍事その

#### 中國内戰と國際法

他の物的援助を供與することを約束し、かつかかる支持及び援助は、中國の中央政府としての國民政府に對してのみ専ら與えられるむねを誓約した。この誓約は、中國がヤルタ協定に基づいて滿洲及び關東州の權益をソ連に提供した高價な代償として獲得した約束であつた。ソ連が一九四五年八月九日對日戰に参加し、直ちに全滿洲を占領するにいたつたが、ソ連が中ソ條約によって定められた撤兵時期を延期すると同時に、裏面から中共の滿洲進入に對して便宜を與え、結局國民黨をして滿洲を喪失せしめてしまつた。このソ連の中共援助の態度は、一般的に内亂の際の不干渉義務に違反するばかりでなく、一九四五年の中ソ條約の不履行であつたと言わねばならない。もちろん、ソ連政府が初めから奇策を弄して國府を欺瞞したものでなかつたろう。ただ結果として、巧妙なソ連の中共援助が行われ、その結果さらに中共の中國本土の支配を許すにいたつたものと看做すのも間違ひとはなしがたいのである。

問題の第二は、叛徒團體が事實上の政權を樹立したとき、これに承認を與えたのちに、隣國は合法的に軍事援

助を供與することをうるか否かの點である。叛徒團體が、交戦團體の承認を受けた場合には、この内亂はこの承認行爲によって國際法上の交戦關係に變化し、その結果として交戦團體の承認を行った國家は中立的立場に置かれるにいたり、中立義務の命ずるところに従って直接に軍事援助を與えることは許されないことになる。叛徒團體が、事實上の政府の承認を受けた場合には、事實上地方政權として取扱われるわけで、直ちに交戦關係は發生するものとは看做しがたいが、一國のうちに兩政權の存在を承認するものであるから、内亂の際の不干渉義務の存在が確認されるものだと言わねばならない。最後に叛徒團體に正當政府の承認を與え、従前の政府を否認する場合には、この承認を與えた國家に對する限りにおいては、舊政府は不存在として取扱われるにいたるのである。尙早の承認を與えれば、もちろん、正統政府に對する干渉となり、國際不法行爲となるであろう。正統政府が残存政權に轉落した場合に、叛徒團體に政府承認を與え、これに對して軍事援助を與えることは許されるであろうか。従前の政府が残存政權に没落したか否かは事實

問題である。國際法は事實關係を尊重せねばならないから、すでに舊政府が叛徒團體の鎮壓の意思と能力とを喪失した以上、反って自から地方政權に轉落したものであって、叛徒政權に法律上の政府承認を與えることは許される。しかし、内亂状態がなお依然存続しておるとすれば、法律上の承認を叛徒政權に與えたとしても、承認國家の軍事援助は、内政不干渉の義務に反するものと考えられる。

嘗つて一九〇三年パナマの獨立を承認した米國が、直ちにパナマに軍事援助を與えたことが、國際法上違法であつたと批判されるならば、ソ連が中共政府を承認し、中ソ友好同盟條約を結んで、軍事援助を與えることも、國際法上疑問ある行爲と目さねばならない。

(註三) Oppenheim; *International Law*, Peace, 7th ed. 1953 p. 273-6.

立作太郎博士『内亂と國際法』明治四十五年三一—一四頁。

横田喜三郎博士「二つの世界と國際法」『比較法雜誌』一卷

一號昭和二十六年、一三五頁。

(註四) Henry Bonfils; *Manuel de droit international public*, 1908, § 312.

Hall; A Treatise on International Law, 8th ed., 1924, § 93.

Hyde; International Law, 1922 1st ed. vol. I, § 73, p. 121.

Wilson; Handbook of International Law, 3rd ed., 1939, p. 62.

(註五) Padelford, Norman J.; International Law and Diplomacy in the Spanish Civil Strife, 1939.

立作太郎博士『現實國際諸問題』昭和十二年第三講。

### 三 中國内戦と政府承認

中華人民共和國は、一九四九年十月一日に、北京を首都として、成立を見た。中國共產黨は、太平洋戦争後、急速にその勢力を擴大し、先ず東北三省を支配し、次いで、華北より華中に伸び、南京と上海とを席捲するや、正式に人民連合政權の樹立に着手し、九月二十一日に中國人民政治協商會議を開催し、かくして中華人民共和國は、中共を主體とし、勞農同盟を基盤とする政權として誕生した。

中華人民共和國政府首席毛澤東は、十月一日、北京で開かれた新政府樹立祝賀大會において、正式に中華人民

共和國の成立を宣し、さらに平等、互恵および領土完整、主權の相互尊重の原則を遵守せんとするあらゆる外國政府と外交關係を結ぶことを求めるむねの通牒を發することにした。周恩来政務院總理兼外交部長は、一日夜、南京および北京のすべての大使館、外交使節團および領事館に覺書を送り、新政府樹立の宣言を送付すると共に、外交關係の確立方を本國政府に傳達するように求めた。

ソ連は、中華人民共和國政府の成立するや、いち早く、これを承認した。ソ連外相アンドレー・グロムイコは、十月二日にソ連政府を代表して、外交關係を確立するむねの電報を、周恩来外交部長に送達した。つづいて、十月三日ブルガリアならびにルーマニア、十月四日チェッコスロヴァキア、ハンガリー、ポーランド、さらに北朝鮮、十月五日ユーゴ・スラヴィア、十月八日外蒙古、十月二十七日東ドイツがそれぞれ中共の承認を行った。

中國に最も利害關係の密接な英國は、傳統的な現實主義の外交政策に従い、一九五〇年一月六日中共政權の承認の舉に出た。すでに前年十二月二日ビルマ、十二月三十日インド、さらに明けて一月五日パキスタンが、そ

## 一橋論叢 第三十二卷 第四號

れぞれ承認をなし、中共の勝利を容認した。英國の中共承認につづいて、一月六日セイロン、ノールウェー、デンマーク、一月十二日アフガニスタン、一月十三日フィンランド、一月十四日スウェーデン、一月十六日ヴェトナム、一月十七日スウイス、三月二十七日オランダがそ

## 中共（中華人民共和國中央人民政府）の承認國

——括弧内は承認通告の日附——

ソ連（一九四九・一〇・二）  
ブルガリア（一九四九・一〇・三）  
ルーマニア（一九四九・一〇・三）  
チエコスロヴァキア（一九四九・一〇・四）  
ポーランド（一九四九・一〇・四）  
ハンガリー（一九四九・一〇・四）  
朝鮮民主主義人民共和國  
（一九四九・一〇・四）  
ユーゴスラヴィア（一九四九・一〇・五）  
——中共はユーゴの承認通告を拒否——  
蒙古人民共和國（一九四九・一〇・八）  
ドイツ人民共和國（一九四九・一〇・二七）  
アルバニア（一九四九・一二・二〇）  
ビルマ（一九四九・一二・二一）

れぞれ承諾を行った。

現在中共を承認してある國計二十六カ國にて、ウクライナ、白露をこれに加えれば計二十八カ國になる。承認國を一括すれば左の表の如くなる。

これに米國及びこれに同調する國家群は未だ中共を承認せず、依然として臺灣

の國民政府を承認して

おる。現在國府を承認する國家は米・佛・加・伯、土・西・日本を始め、その數三九カ國である。

國際連合にあっては、國民政府が中國を代表して出席しておる。中共の國連加盟は今日まで實現していない。一九五〇年一月十日安全保障理事會において、ソ連代表ヤゴブ・マリツクは、國府代

インド（一九四九・一二・三〇）  
パキスタン（一九五〇・一・五）  
イギリス（一九五〇・一・六）  
ノルウェー（一九五〇・一・六）  
デンマーク（一九五〇・一・九）  
セイロン（一九五〇・一・六）  
イスラエル（一九五〇・一・九）  
フィンランド（一九五〇・一・一三）  
アフガニスタン（一九五〇・一・一二）  
スウェーデン（一九五〇・一・一四）  
越南人民共和國（一九五〇・一・一五）  
スイス（一九五〇・一・一七）  
オランダ（一九五〇・三・二七）  
インドネシア（一九五〇・四・四）  
計 二十六カ國

表蔣廷黻の追放を要求し、その動議が否定されるや、國連をボイコットするむねを宣言して、朝鮮戦争の勃發後、

まで缺席を續行した。一九五〇年十一月國際連合總會政治委員會及び安全保障理事會に中共代表が出席して、中共政府の代表權を主張したが、朝鮮戦亂に對する中共の立場の辯明が聽かれたのにとどまり、中共の加盟が認められたものではなかった。板門店休戦會談にて、米國は中共代表と同席したが、中共を承認する意思は示していない。一九五三年八月休戦條約に調印しても、これは軍事規約にとどまると解された。一九五四年ジュネヴ會議において、中共代表周恩來が英雄的な存在を見せたが、米國は黙殺する態度を示し、簡單に今日も中共の國際連合における中國代表權が承認される形勢ではない。

日本は國民政府の承認を繼續し、中共はこれを承認していない。對日平和條約には、中國の調印を見なかったが、一九五一年十二月二十四日ダレス氏あての吉田書翰によつて、國府を條約の相手として平和交渉を行うことが確定した。『日本國と中華民國との間の平和條約』が一九五二年四月二十八日臺北で調印され、同年八月五日

批准書の交換を見た。日本としてはいわば部分的平和という制限承認を行った形となつておる。

今後國共内戦に對して如何なる立場に立つべきか。すでに臺灣の國民政府は沒落化の一途をたどるものと豫想される。朝鮮戦線から數萬の中國捕虜を招聘しえたけれども、なお人的資源には限りがあり、政府首脳部の年齢は漸次に老境に近づくのみ、本土反攻はただ掛け聲のみになつてしまつたものと見てよろしい。米國の援助を唯一の頼りとしていても、ジュネヴ會議以後の國民政府の運命は暗いと言つてよからう。國際連合における中國代表權の今後の歸趨は逆睹しがたいところである。

中國内戦に對する承認政策としては、左の如きものが考えられる。

- (1) 中共政府を改めて承認する。
- (2) 國民政府をそのまま徹底して承認しつづける。
- (3) 中共および國府をともに承認しない。
- (4) 中共および國府をともに承認する。

後の二つは兩政權の希望に合せず、兩政權双方から嫌惡の情を以て見られるので、何のプラスにもなるものと

は考えられない。この際中共政権を承認する方向に近づくことが好ましいことは明白である。しかし、一九五一年二月一日の國連總會において中共の侵略批難決議が成立しており、一九五〇年二月の中ソ友好同盟條約の假想敵國が日本であることを想起すれば、米國の政策に反してまで、中共を承認する決意を早急に固めるわけにはゆかないだろう。さらに、現在臺灣との間に行われておるわが國の貿易上の利益も無視できないのである。米國は、ロシア革命に際して十六年間に赤色政権の承認を拒否した先例もあり、日本も當分米國の不承認政策に追従することを餘儀なくされるのではあるまいか。

日本を永遠に大陸から隔離することをえないとすれば、やがて國共内戦の歸趨も判然となり、中國政局の事實關係の確定に従って、これに國際法上の承認關係を即應せしめねばならない。中共政権の法律上の承認を行えないならば、これに代って事實上の承認を盛んに推進せしむべきである。

承認論は、政治問題であるとともに法律問題である。承認する國家の恣意によつて、事實上の政権の交替があ

るにかかわらず、承認關係の成立が長く拒否されることは甚だしく國際關係の安定性を阻害する。これは一つには承認論の創設的效果説のもたらした悪影響であつて、承認は宣言的效果しか生じない確認行為であることを肯定するならば、問題は比較的簡單に解決してゆくであろう。<sup>(註六)</sup>承認の要件として、國際法を遵守する意思と能力とを具備することを掲げ、國際法に對して否定的な態度をとる國家や、國際法上の義務を履行しえない國家は、承認の要件を缺くものとする學説が有力であるが、承認國にこの意思と能力の認定を行わせるとすれば、承認國の恣意は遂に容認せざるをえないだろう。かかる主觀的要件もこの際除去する方が賢明であろう。極力法律關係を事實關係に近づけて、ベーター博士が強調されたように、嘗て英國がアゾレス群島の女王マリアの亡命政権を承認して、ドン・ミゲル Don Miguel のポルドガル<sup>(註七)</sup>政権(1826—1835)を否認しつづけた悪例を、再び繰り返さないようにしたいものである。

(註六) 創設的效果説は、

River, Fauchille, Anzilotti, Strupp, Cavaglieri, Op-

penheim などある。わが國ではオッペンハイムが繼承され、立、横田、田岡、松原、安井、田畑など皆創設的效果説を採用する。私は夙に宣言的效果説を採用してきたが（國際知識及評論一八號五號昭和十三年）恩師中村進午博士の所説に従うものである。宣言的效果説はむしろ歐米の通説であらう。

Hall, Ullmann, Gareis, Heilborn, Kelsen, Verdross, Balladore Palieri, Fedozzi, Salvioi などが宣言的效果説に屬する。

(註十) Thomas Baty; The Canons of International Law, 1930, p. 207, 214, 224.